

堺市教職員懲戒等審査会 審査概要

1 日時

令和 8 年 6 月 15 日（月）午後 2 時 30 分から午後 3 時 45 分まで

2 場所

堺市役所高層館 10 階 教育委員室

3 内容

案件	事案概要	答申結果
1	令和 8 年 3 月 22 日（日）午前 0 時過ぎ、飲食店の前に無施錠で駐輪されていたスポーツバイク（自転車）を窃取し、約 2 分間にわたり運転した後、南海高野線の踏切内で軌道上に投げ捨てて立ち去ったもの。 同年 4 月 7 日（火）に電汽車往来危険罪及び窃盗罪の容疑で逮捕されたが、同年 4 月 28 日（火）に威力業務妨害罪の容疑で略式起訴され、罰金 30 万円の略式命令を受けた。逮捕容疑については、同年 5 月 22 日（金）に不起訴処分となった。	免職
2	令和 8 年 3 月 5 日（木）午後 8 時 25 分頃、JR 阪和線の駅改札付近で、面識のない女性に声をかけ、下着を撮影しようとして鞆に忍ばせたスマートフォンで女性のスカートの下から動画を撮影したもの。 同年 4 月 16 日（木）、大阪府迷惑防止条例違反の容疑で逮捕され、面識のない制服姿の女子生徒に対する行為を含む 5 件の余罪を認めた。同年 6 月 3 日（水）、性的姿態等撮影未遂罪及び大阪府迷惑防止条例違反で書類送検された。	免職